

令和6年第8回大野町農業委員会議事録

令和6年8月6日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第8回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第16号 農地法第3条の3の規定による届出について
議第21号 農地法第3条の規定による許可について
議第22号 農地法第5条の規定による許可について
議第23号 農地法第5条第4項の規定による公共転用に係る法定協議について
-

出席農業委員（11名）

- | | | | | | |
|------------|----|-----------|----|----------|----|
| 1番 末守 吾郎 | 委員 | 3番 内田 博人 | 委員 | 5番 河本 茂樹 | 委員 |
| 6番 見屋井 美栄子 | 委員 | 8番 目加田 菊次 | 委員 | 9番 林 和朗 | 委員 |
| 10番 山村 隆昌 | 委員 | 11番 野村 茂雄 | 委員 | 12番 加納 賢 | 委員 |
| 13番 清水 誠 | 委員 | 15番 飯沼 良一 | 委員 | | |

出席農地利用最適化推進委員（11名）

- | | | | | | | | |
|--------|----|-------|----|-------|----|-------|----|
| 岡田 松榮 | 委員 | 林 竜彦 | 委員 | 渡邊 靖 | 委員 | 所 勝重 | 委員 |
| 久保田 静真 | 委員 | 内藤 昭宏 | 委員 | 河田 幸則 | 委員 | 小森 富雄 | 委員 |
| 野津 正明 | 委員 | 宮嶋 博幸 | 委員 | 田代 定 | 委員 | | |

欠席農業委員（2名）

- | | | | |
|----------|----|----------|----|
| 2番 馬淵 徳次 | 委員 | 7番 河野 正和 | 委員 |
|----------|----|----------|----|

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|------------|----------|---------|---------|
| 事務局長 吉村 康弘 | 係長 高島 伸圭 | 係 田邊 貢一 | 係 若原 宏晃 |
| 係 青木 哲平 | | | |

(令和6年8月6日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日農業委員の馬淵徳次委員、河野正和委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を6番の見屋井美栄子委員、9番の林和朗委員にお願いしたいと思います。それでは報第16号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第16号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、夫より農地を相続されたものであります。4筆で1,502.86㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で9,716㎡でございます。

3番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で918㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で1,037㎡でございます。

5番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。4筆で1,493㎡でございます。

6番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。2筆で577㎡でございます。

ます。

7番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。10筆で10,404㎡でございます。

8番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で5,365㎡でございます。

報第16号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第16号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第21号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第21号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は29,612㎡となります。担当推進委員は内藤委員でございます。

議第21号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の1番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第21号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第21号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第22号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第22号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は宮嶋委員でございます。

議第22号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第22号の1番の案件につきまして、担当委員であります宮嶋委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宮嶋博幸委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第22号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第22号の1番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第23号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係若原宏晃 議第23号の議案説明〕

○係（若原宏晃）

農地法第5条第4項の規定による協議に関して、協議を成立させようとする場合は、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならないため、町長より意見を求められています。よって農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付します。

指定市町村が行う転用行為についても、今回の件のように学校等を設置する場合は特別に許可が必要になりますが、協議が成立すれば許可があったものとみなすことができるというのが法定協議制度になります。その法定協議を行うために事前調整を行う必要があるため、先月の農業委員会で法定協議に関する事前調整の報告をさせていただきました。

それでは議第23号の説明に戻ります。今回の法定協議の内容ですが、大野町が譲渡人より農地を購入し、公立幼保連携型認定こども園を建築するために申請されました。なお、現在の南こども園敷地4,412㎡に隣接しており、園の安全性・利便性が向上するため、一体利用地として利用

します。工事期間は令和6年12月11日から令和8年3月31日を予定しております。

議第23号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第23号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

公共転用については指定市町村から都道府県知事に申請して、都道府県知事から許可の通知をもらうということになりますか。

○係（若原宏晃）

公共転用の場合でも、今までの転用と同じ流れです。大野町は指定市町村ですので、大野町長の許可ということになります。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

確認ですが、農地面積が30a以下になるので都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見は必要がないということではなかったですか。

○係（若原宏晃）

農地面積が30a以下であっても、必要がある場合は都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴くことができるため、今回の協議の案件についても諮問を行います。当町では毎月の通常の農地転用について、農地面積が30a以下の案件であっても農業委員会ネットワーク機構に対して諮問を行っております。

○議長（目加田菊次会長）

他にないかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第23号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については9月6日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第8回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これをもって、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

見屋井 美栄子



委員

林 和朗

